

高齢者虐待防止に関する指針

(虐待防止に関する基本的方針)

第1 高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

| (虐待の内容・具体例)区分 | 内容 | 具体例 |
|---------------|---|---|
| 身体的虐待 | 暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為 | 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、火傷、打撲させる ベッドに縛り付けたり、意図的に過剰に薬を服用させたりして、身体拘束、抑制をする 等 |
| 心理的虐待 | 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える事 | 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う 侮辱を込めて子供の様に扱う。高齢者が話しかけているのを意図的に無視をする。 等 |
| 性的虐待 | 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 | ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する 等 |
| 経済的虐待 | 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する事 | 日常生活に必要な金銭を渡さない/使わせない 本人の自宅等を本人に無断で売却する 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等 |

| | | |
|-------|---|---|
| ネグレクト | 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている事 | 入浴をしておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている 水分や食事を十分に与えられていない事で空腹状態が長時間にわたって続く、脱水症状や栄養失調の状態にある 室内にゴミを放置するなど劣悪な住環境の中で生活させる 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限するなどして使わせない等 |
|-------|---|---|

(虐待防止委員会の組織に関する事項について)

第 2 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次の通り「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定める。

- (1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。
- (2) 「身体拘束適正化委員会」と一体的に行う。
- (3) 委員会の運営は委員長が務める。
- (4) 委員会の委員は、委員長が法人内より 2～3 人程度選出するとする。
- (5) 委員会は年 1 回以上、他、委員長が必要と認めた時に開催する。
- (6) 委員会の審議事項
 - 基本理念、行動規範等、職員への周知に関する事
 - 職員の人権意識を高めるため研修計画の策定に関する事
 - 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
 - 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関する事
 - 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
 - 虐待等が発生した場合、その発生原因等分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
 - 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3 虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待保護を実務化するため、定期的な研修(年1回以上)を実施するものとする。

2 新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

(虐待又はその疑い<以下、「虐待等」という。>が発生した場合の対応に関する基本方針)

第4 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5 職員が利用者への虐待を発見した場合、委員会担当者に報告する。

虐待者が担当者本人であった場合には事業所管理者に報告する。

2 担当者は相談窓口を通じての相談や、上記職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、事業所管理者が担当者を代行する。

また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は時系列で概要を整理し速やかにしに通報しなければならない。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対する改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

4 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

5 虐待を行った者へは、対応の改善を求め就業規則等に則り必要な措置を講じる。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第6 利用者またはご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

- 第6 虐待等の苦情相談については、担当者は寄せられた内容について委員長に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、事業所管理者に相談する。
- 2 相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- 3 対応の流れは、上述の「第5 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- 4 相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

- 第7 第3に定める研修会その他、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則

この指針は、2023年4月1日より施行する。